

# いじめ防止等のための 基本方針



南アルプス市立白根御勅使中学校

【令和6年3月改定】

# 目 次

はじめに

## 第1 いじめ問題に関する基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめに関する基本的認識

## 第2 いじめ防止等の対策のための組織

- 1 いじめ防止等の対策のための組織の名称
- 2 いじめ対策委員会の構成
- 3 いじめ対策委員会の役割
- 4 いじめ対策委員会の開催

## 第3 未然防止への取組

- 1 授業改善への取組
- 2 共感的な人間関係を育む学級づくり
- 3 インターネット上のいじめへの対策

## 第4 早期発見への取組

- 1 こまめな情報交換の取組
- 2 相談体制の整備
- 3 いじめ調査の実施

## 第5 いじめへの対処

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応
- 3 いじめを受けた生徒又はその保護者への支援
- 4 いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

## 第6 重大事態への対応

- 1 調査を要する重大事態の例
- 2 調査主体
- 3 調査を行う組織
- 4 調査の趣旨及び調査方法
- 5 調査結果の提供及び報告

## 第7 いじめ防止指導計画

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

平成 25 年 9 月 28 日にいじめ防止対策推進法が施行され、児童生徒の尊厳を保持する目的を達成するため、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下に、いじめ防止に取り組むことが確認された。

また、いじめ防止対策推進法第 11 条において、文部科学大臣が、いじめ防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成 25 年 10 月 11 日に、国の「いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定された。

白根御勅使中学校の「いじめ防止等のための基本方針」は、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等の取組に加え、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、学校・家庭・地域・関係機関との連携を図り、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等をより実効的に進めるために、国の基本的な方針、県・市の基本方針を参酌し、法により新たに規定された基本方針の策定、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進するため策定したものである。

## 第1 いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において「いじめ」は次のように定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ここでいう、「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）であり、「児童等」とは学校に在籍する児童又は生徒を、「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）のことである。また、「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。さらに、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であり、具体的ないじめの態様としていかに例として示す。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

## 2 いじめに関する基本的認識

いじめの問題は最近になって起こったものではなく、ずっと以前からどの社会においても潜在的に存在しており、その問題への対応は学校における最重要課題の一つである。したがって、いじめ問題は一人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一丸となり、保護者・地域・関係機関と連携を図りながら組織的に対応していくことが必要である。

いじめ問題に対しては、これまでも国や各地域、学校等において様々な取組が行われてきたが、未だいじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。いじめ問題への対応力は、その国の教育力と国民の成熟度の指標である。しかしながら、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

したがって、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り巻く大人一人ひとりが「いじめは卑怯で、絶対に許されない行為である」、「いじめは特別の子どもだけに起こるのではなく、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する必要がある。つまりいじめ問題は、心豊かで、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた、社会全体に関する国民的な課題であることを認識することが大切なのである。

## 第2 いじめ防止等の対策のための組織

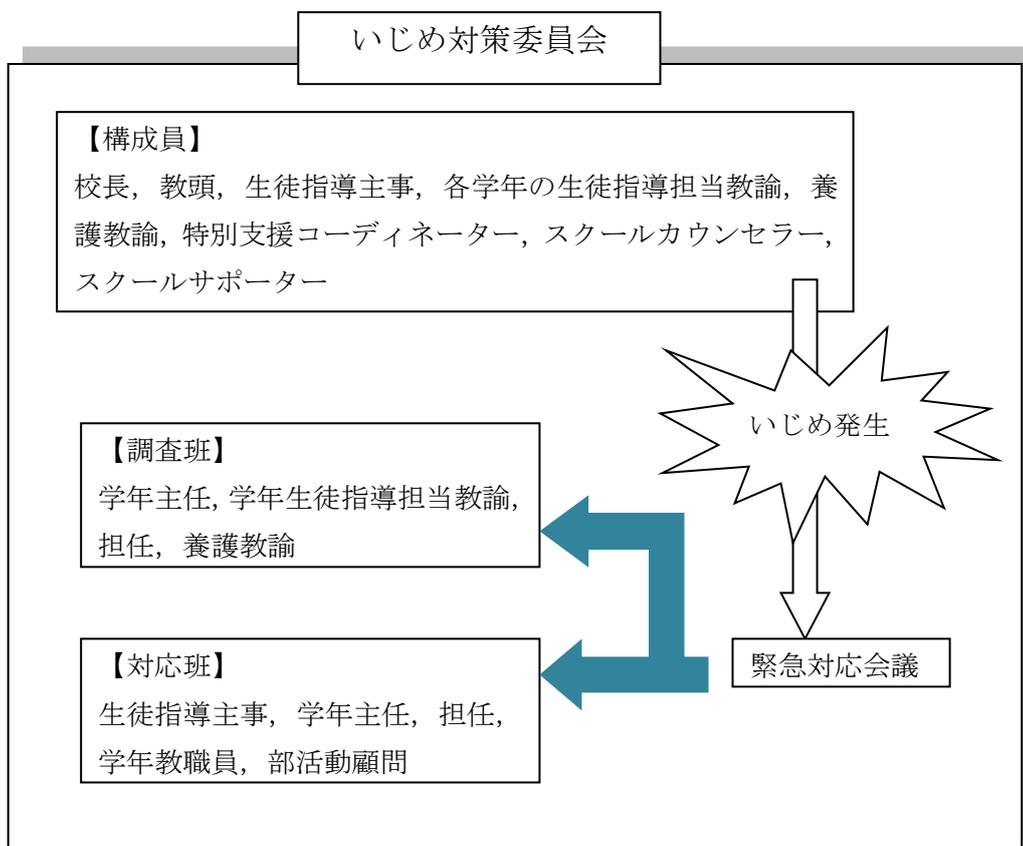
### 1 いじめ防止等の対策のための組織の名称

いじめ防止対策推進法 22 条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有するその他の関係者により構成される「いじめ対策委員会」を置く。

### 2 いじめ対策委員会（生徒指導支援委員会）の構成

「いじめ対策委員会」の構成は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当教諭、養護教諭、特別支援コーディネーターとし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールサポーターその他関係者を含めるものとする。

いじめ対策委員会の対応の基本は以下のとおりとする。



### 3 いじめ対策委員会の役割

いじめは、すべての生徒に関する問題であり、その態様は様々で、大人が気づきにくいところで行われていることが多く、発見しにくい。したがって、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できることが大切である。これらのことが実現できるために、いじめ対策委員会は次の役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正における、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたっての中核となること
- いじめの相談・通報の窓口となること
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行うこと

- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となること
- いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談をする。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ること
- いじめ防止等のための基本方針の策定や見直し、いじめ防止の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についての PDCA サイクルで検証を行うこと
- いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合はこの組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応すること

#### 4 いじめ対策委員会の開催

いじめ対策委員会は、週 1 回定期的に開催し、いじめ防止等に関する情報の共有や対応について協議し、組織的な対応を行う。

### 第 3 未然防止への取組

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように、授業づくりや集団づくりを行う。

学校は生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、生徒がいじめの間

題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

## 1 授業改善への取組

わかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫するなど、授業改善の取組は、いじめの未然防止の基本的事項である。

生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間である。授業が生徒のストレスになっていないか、授業の中で生徒のストレスを高めていないか、言い換えれば、授業中に生徒の不安や不満が高められていないかというのは、授業改善の大きなポイントである。

すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上はもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらすことで、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展する可能性がある。

いじめの防止のために、授業を担当する教員が授業公開し、互いの授業を参観し合う機会を位置づける。その中で、教科の観点からだけでなく生徒指導の観点からも授業を参考にし合うようにしながら、異なる専門教科の教職員からの助言や指導をうけ、わかる授業づくりに取り組む体制をつくっていくことが大切である。そのことにより、授業中の規律、例えばチャイムが鳴ったら着席する、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導など、互いに参考にしながら、授業改善に取り組んでいく。

## 2 共感的な人間関係を育む学級づくり

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。生徒たちは周りの環境によって大きな影響を受ける。生徒にとって教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒たちに対して愛情を持ち、配慮を要する子供たちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や自己有用感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上で大きな力となる。

### ① 教職員の姿勢

生徒たちは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子ども達を傷つけもしたり、逆に励ましたりもすることを十分に意識することが大切である。一般にコミュニケーションとして伝わる内容は、言語的内容が30%、非言語的内容が70%と言われている。教職員は言葉で伝える内容を態度でも示していく必要がある。この意味でも、教職員は、生徒たちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努めていくことが大切である。

### ② 教職員の輪が見えるような学校体制づくり

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や生徒指導について尋ねたり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒たちと向きあう時間を確保し、心の通う学級づくりを推進することが必要である。

### ③ 生徒の自尊感情を高めるために

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを仕組んでいく。その中で、「こんなに認められた」、「人の役に立った」という経験が、生徒を成長させるのである。また、教職員の生徒たちへの温かい言葉がけが、「認められた」と自己肯定感につながり、生徒は大きく変化をすることを教職員全員で共通理解を図りながら、共感的な人間関係を育む学級づくりを図っていく。

## 3 インターネット上のいじめへの対策

SNS を利用したいじめ（以下、「インターネット上のいじめ」という）は、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害

を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する必要がある。

- ① 生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。
- ② インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

## 第4 早期発見への取組

### 1 こまめな情報交換の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持っていじめを積極的に認知することが必要である。そのため、学級担任や養護教諭、部活動顧問など、いろいろな立場で子どもを観察し、子どもの救助のサインを見逃さず、短い時間での日常的な情報交換や情報把握に努めるなど、チームとして機能する教職員体制を確立し、いじめの早期発見・早期対応に努める。

### 2 相談体制の整備

教職員は、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く持つとともに、教職員一人一人が子どもたちと向き合い、定期的な学級担任との二者懇談を設定する。また、保健室での生徒の声や健康相談、部活動での生徒の様子などから積極的に生徒への声掛けなどを行い、生徒がいろいろな場面で相談をしやすい場所と機会を持てるようにするなど、相談体制の整備を図る。

また、部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保するよう努める。

### 3 いじめ調査の実施

学校は、学期に1回～2回程度のいじめアンケート調査を行い、教職員が気付かないいじめについて、生徒自身やその周りの生徒から情報を収集するとともに、いじめと認知できるものについては、学級担任又は関係教諭が面談を行いいじめ対策委員会に報告をし、学校組織としてその対応に取り組む。

## 第5 いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

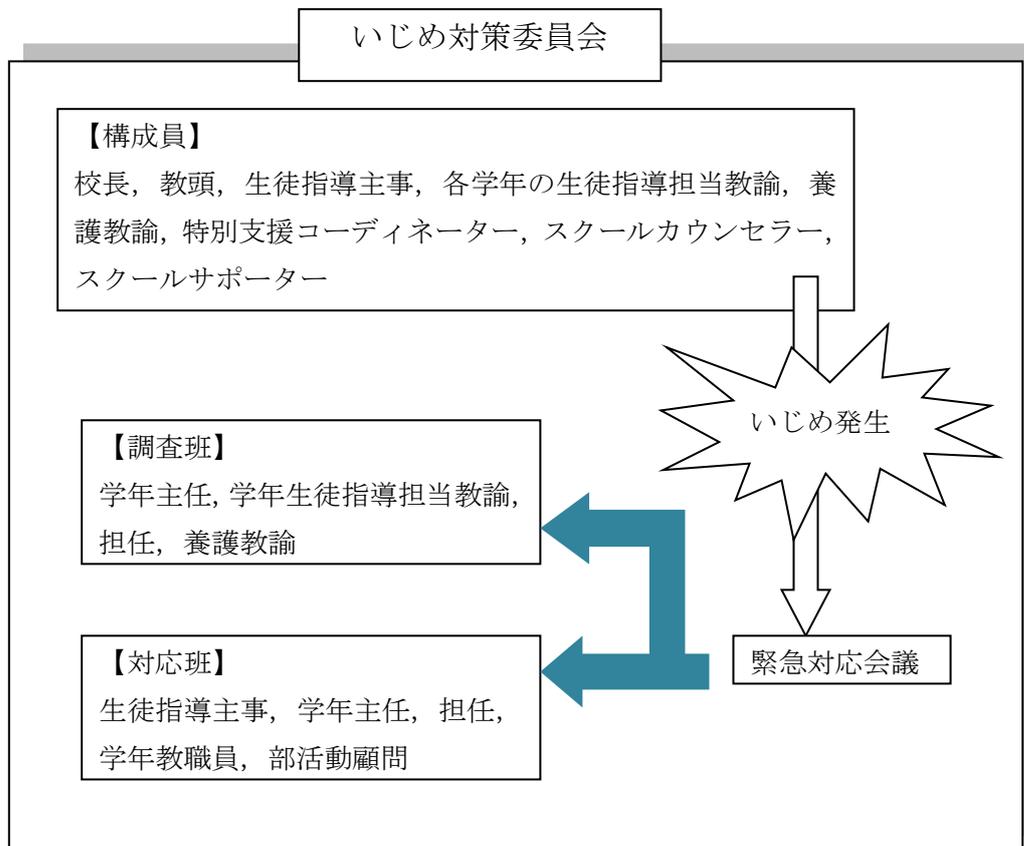
いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれ、無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、国立教育政策研究所生徒指導研究センター「いじめ追跡調査 2007-2009 いじめ Q&A」において、8割以上の生徒が被害者や加害者になることがわかっている。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。

一方、いじめは加害者、被害者という二者関係だけでなく学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（たとえば、無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめの発見・通報を受けた時には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含むプランを策定し、確実に実行する。



### 3 いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

#### ① 生徒に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ることを伝える」
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自身を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

#### ② 保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭との連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### 4 いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

##### ① 生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導をする。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

##### ② 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然とした姿勢で示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

#### 5 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況

を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を中止する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

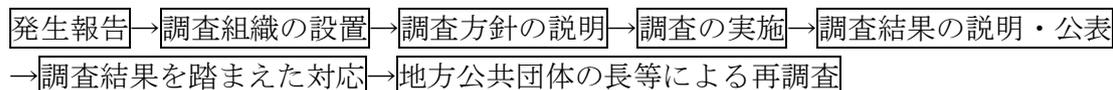
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 第6 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

【大まかな流れ】



### 1 調査を要する重大事態の例

- ・ 生命、身体または財産に重大な被害が生じた場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性疾患を発症した場合
- ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

なお、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態ととらえる。

- ・ 生徒や保護者からいじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあった場合  
生徒や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報

である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## 2 調査主体

学校は、学校の設置者への報告・指導を受けその調査を行う主体やどのような調査組織にするのかを判断する。

### ① 教育委員会が調査の主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合である。

### ② 学校が調査主体となる場合

学校の設置者から必要な指導及び人的配置も含めた適切な支援を要請する。

## 3 調査を行う組織

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織または教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。ただし、構成員の中に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接的な人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合は、新たに適切な専門家を加えるなど、公平・中立を確保する。

## 4 調査の趣旨及び調査の方法

事実関係を明確にするための調査の実施、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）から・誰によって行われ・どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、予想や噂・主観的な感情などを排除し、客観的な事実関係を速やかに調査することに主眼を置く。

また、学校の設置者・学校自身にとって不都合なことがあったとしても、事実にしつ

かりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は学校の設置者及び附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的再発防止に取り組む。

#### ① いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問し調査や聞き取り調査等を行う。この際、個別事案が広く明らかなり、被害生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑制する。
- ・いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者から積極的な指導・支援を得るとともに、関係機関ともより適切に連携を図る。

#### ② いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合（入院等）

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査は、原則として在籍生徒や教職員等に対して質問し調査や聞き取り調査などを行う。

#### ③ いじめられた生徒が死亡した場合

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。
- ・遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査

の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意をしておく。

- ・できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的、かつ総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・学校が調査を行う場合においては、学校の設置者から情報の提供について必要な指導を受ける。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別な注意が必要であることを確認する。

#### ④ その他

- ・事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要である。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がった足り、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### 5 調査結果の提供及び報告

#### ① 調査結果の適切な提供

- ・学校の設置者及び学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や保護者に対して適時・適切な方法説明をする。これらの情報の提供にあたっては、学校の設置者又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供をする。

#### ② 調査結果の報告

- ・調査結果の報告については、当該地方公共団体の長に報告をする。

## 第7 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会及び事案発生時における緊急対応会議					
		PTA 総会 での啓発			教職員研 修会	
防止対策	学級づくり，人間関係づくり，心の居場所づくり					
		生徒総会 SNS 宣言文				
早期発見		いじめア ンケート		いじめア ンケート		
				教育相談		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	いじめ対策委員会及び事案発生時における緊急対応会議					
防止対策	学級づくり，人間関係づくり，心の居場所づくり					
		ストレスネジメ ント講話				
早期発見	いじめア ンケート		いじめア ンケート	保護者ア ンケート (学校評 価)	いじめア ンケート	
			教育相談			

#### 参考資料

- 「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」  
(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学省)
- 生徒指導提要 (平成 22 年 3 月 文部科学省)
- 生徒指導リーフ いじめのない学校づくり  
「学校いじめ防止基本方針」策定 Q & A Leaves. 1
- 生徒指導リーフ 「いじめアンケート Leaf. 4」  
(国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター)
- 県・市町村・学校における「いじめ防止基本方針」策定について  
(山梨県教育庁義務教育課 平成 25 年 12 月 13 日)
- 山梨県いじめの防止等のための基本的な方針  
(山梨県教育委員会 最終改定 平成 30 年 9 月)
- いじめの防止等のための基本的な方針 (南アルプス市教育委員会)
- 浪速高等学校・浪速中学校「いじめ防止基本方針」